

令和8年度 かわさきフェス広場（川崎駅東口駅前広場）イベント募集要項

1. 本事業の趣旨

かわさきフェス広場（川崎駅東口駅前広場における、川崎ルフロン前のエリア）において、川崎駅周辺のエリア価値向上に資するイベントを実施する主催者を募集します。

なお、本要項はかわさきフェス広場を利用したイベントを実施するうえでの条件及び必要な手続きを定めるものです。

2. 実施概要

(1) 実施エリア

かわさきフェス広場（川崎駅東口駅前広場）

※詳細は別添「かわさきフェス広場 イベント実施ガイドライン」を参照

※その他のエリアの利用を希望する場合は要相談

(2) 募集期間

令和8年3月17日（火）～ 令和8年8月31日（月）

(3) 実施期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年10月31日（土）

(4) 実施内容

飲食・物販・パフォーマンス・ワークショップ等により、下記のいずれか、または両方に資するイベントを実施すること。

- ① アート・スポーツ等の新たな体験の提供（来街者の満足度向上・川崎駅に訪れる人を増やし、回遊性を高めることによる地域経済の活性化）
- ② 川崎市民及び地元事業者による文化活動や事業活動の発表の場の提供（市民が愛着を育てる空間づくり・市民が当事者としてまちに関わる機会の提供）

(5) 利用可能日

- 平日の連続利用：制限なし
- 土日祝の連続利用：原則1回/月（3か月前時点で予約がない場合はこの限りではない）
- 平日5日連続開催：前後の土日祝を含め拡張可能

※キャンセルを前提とした仮予約は不可とします。

※公用その他の公益上の理由により止むを得ない場合は、市の利用が優先されます。

※原則先着順とします。ただし、募集開始日から3月27日までに申込みがあったもののうち、利用日が重複した場合は、事務局で抽選により決定します。

(6) 費用負担

本事業への応募、各種申請及び事業実施に係る費用は主催者の負担となります。但し、電気及び水道の使用料は無料とし、道路占用料は免除とします。

3. 募集対象者

本募集は、次の共通要件を満たし、かつ、活動要件のいずれかに該当する法人、任意団体又は個人（以下、「団体等」という。）を対象とする。

【共通要件】

(1) 団体等は、次の全てに該当すること。

- 市民・企業・地域団体等の多様な主体が参画したイベントの企画・運営や、これに類する事業の実績を有すること
- 会社更生、民事再生又は破産手続の申立て中、または手続中でないこと
- 川崎市の暴力団排除条例に違反していないこと
- 市税等を滞納していないこと
- 川崎市及び国・近隣自治体において資格停止又は指名停止期間中でないこと

【活動要件】

(2) 団体等は、次のいずれかに該当すること。

- 川崎市または近隣自治体を中心に活動する団体等であること
- 川崎駅周辺に店舗・事務所等を有する事業者の販売・サービス提供・PR などを行うイベントを実施する団体等であること
- 本市在住の個人によるオリジナル商品・サービス提供を含むイベントを実施する団体等であること
- 本市の施策推進に資する取組を行う団体等またはそれらと連携したイベントを実施する団体等であること

4. イベント実施にあたっての条件

イベントは以下の条件のもと実施してください。

- (1) 本市の「かわさきフェス広場 イベント実施ガイドライン」を遵守すること。
- (2) イベントの実施に当たっては、木製什器や花卉等を用いて居心地の良い空間づくりに努めること。なお、木製什器は本市より無償貸与します。
- (3) 歩行者の動線や近隣施設等の周辺環境に配慮・調和した計画であること。
- (4) 計画の具体性や、業務実施体制、スケジュールなど、実現性のある計画とすること。
- (5) 来場者の利便性・快適性を向上させるため、ベンチや飲食スペース等を適切に設置すること。
- (6) 市の行うアンケート、来場者数の測定等に協力すること。
- (7) 実施エリア内に問い合わせ先を明示すること。
- (8) イベント開催時（準備、片付けを含む）は、あらかじめ主催者が指定する責任者が常駐し、道路使用許可申請書等を携帯すること。
- (9) テントや車両等が当該広場に設置されている場合は昼夜問わず、常時関係者を配置すること。また、イベント開催時にはイベントの運営に必要な人数を適正に配置すること。
- (10) 主催者は設営・撤去作業を含めイベント保険（賠償責任保険及び傷害保険）に加入すること。

- (11) イベント実施の前後には、会場内（イベントで使用した範囲に関わらず広場全体）の清掃を実施すること。その際発生したごみ等の処分についても、事業実施者において処理をすること。
- (12) 周辺商業施設等との調整により、本市より実施内容の変更を指示した場合は真摯に対応すること。
- (13) 実施エリアへの入場料を徴しないこと。ただし、有料席の設置は可とする。
- (14) 感染症対策等の衛生管理を適切に行うこと。

5. イベント参加希望者への対応について

準備期間にイベントへの参加、出店等を希望する者があった場合は、出店内容等が本事業の目的等に反さない範囲において、参加ができるよう努めること。

6. 応募手続き

(1) 事前相談（エントリー）

- 開催希望日の概ね2ヶ月前までに下記連絡先まで、事前相談書（第1号様式）をEメールでご提出ください。
- 提出後、担当者より実施内容等の協議のため、電話等により、ご連絡をさせていただきます。
- 事前相談の中で、実施内容の調整をお願いしたり、実施をお断りしたりする場合がございますので、予めご承知おきください。
- 実施日程が、本要綱に基づき実施される他のイベントと重なっている場合、原則先着順としますが、適宜ご調整をお願いする場合があります。
- エントリー後であっても、本市等が実施する他の公共的事業のために、実施日程、実施内容について変更を指示する場合があります。
- なお、4・5月のイベント実施については、エントリー期限によらず、随時ご相談ください。

(2) 申請書類提出

事前相談で協議が整った場合、下記提出書類を開催希望日の1ヶ月前までに下記連絡先まで、Eメールでご提出ください。内容を審査後、結果を通知します。

- かわさきフェス広場イベント実施申請書（第2号様式）
- 事業等計画書（企画書・広報計画書を含むイベント概要の分かる資料、形式自由）
- 収入支出予算書（形式自由）
- 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- 団体等の過去の活動実績がわかる資料（形式自由）
- 計画概要書（第3号様式）
- 配置図（第4号様式）
- 実施条件チェックリスト（第5号様式）
- 暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（第6号様式又は第7号様式）

(3) その他の申請

イベント実施にあたり必要になる各種申請・届出等については申請者が行ってください。ただし、道路占用許可申請は、本市が行うため、速やかに協議を行ってください。

※詳しくはガイドラインをご参照ください。

(4) 許認可手続き等の完了報告

イベントの10日前までに、必要な申請手続きを全て完了させ、拠点整備推進室へ許可書や保険加入を証する書類等のスキャンデータを提出して下さい。

(5) 実施内容の変更について

申請内容に変更がある場合は、速やかに本市に報告してください。

(6) 実績報告

開催後1週間を目途に、下記の書類を提出すること

- かわさきフェス広場イベント実施報告書（第8号様式）
- 収支報告書（形式自由）
- イベント開催時の状況写真
- 来場者等をとりまとめた資料

※期日までに実績報告がない場合は、今後の本事業への参画をお断りする場合があります。

(7) 提出先

〒210-8577 川崎区宮本町1番地 本庁舎19階

まちづくり局拠点整備推進室 かわさきフェス広場担当

電話：044-200-3805

Email：50kyoten@city.kawasaki.jp

7. その他

(1) 法令等の遵守について

主催者は、事業の実施にあたり本要綱及び関係法令、その他の通知等を遵守するとともに、各出店者等の関係者の遵守について指導義務を負うものとします。

(2) 中止・解除措置

次の禁止事項への抵触を覚知した場合または疑わしい行為があった場合は、即時イベントの中止や利用の解除を命じることがあります。

- 提出書類への虚偽記載
- 期日までに必要書類の提出がない場合
- 本市からの再三の連絡に応答がなく、事業調整や事業実施が困難だと判断した場合
- 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘
- 寄付金の募集、募金活動
- マルチ商法等の悪徳商法

- 法令等及び公序良俗に反するなど、本市が不相当と判断した場合

(3) 天候不良等に伴うイベント中止時の対応について

天候不良等の止むを得ない事情によりイベントを中止する場合は、速やかに本市へ報告の上、関係者に周知してください。また、避難警報等の発令に伴い、本市よりイベントの中止を指示する場合があります。

(4) 緊急時対応

事業実施中に突然の荒天や事故、災害その他の不測の事態が発生した場合は、直ちに本市へ報告するとともに、速やかに顛末をまとめた報告書を提出すること。

(5) 実施状況の記録及び公開について

実施事業の名称、日程、主催者及び問い合わせ先を本市のホームページ等で公開することがあります。また、事業実施中の様子を撮影し、その記録を web サイト、印刷物、その他の公開する資料等に使用する場合があります。

(6) 権利譲渡の禁止

事業実施に係る権利を他者へ譲渡・転貸することはできません。

(7) ガイドライン

「かわさきフェス広場 イベント実施ガイドライン」は、必要に応じて改定されることがあります。主催者は、改定後の内容を含め、最新のガイドラインを遵守すること。

(8) 免責事項

- 中止・解除措置や天候不良等により市から中止を指示した場合において、主催者、出店者、その他関係者に生じた一切の損害の補償等はありません。
- 事業実施中の盗難・事故、販売品の瑕疵、食中毒その他出店者間、購入者間の諸問題について、本市はその一切の責を負いません。
- 主催者及び出店者等の関係者が第三者に対して損害を与えた場合、主催者及び当該出店者の責任と費用をもって解決すること。
- イベント開催により当該広場及び市から貸与した什器等に損傷や汚損等を与えた場合は実施事業者の負担で復旧すること。